

○議 事 日 程（第 1 号）

令和 2 年 6 月 9 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1 号 令和元年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 5 報告第 2 号 令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 3 号 令和元年度関ヶ原町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第 7 承認第 4 号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 承認第 5 号 令和 2 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第 6 号 令和 2 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 10 議案第 40 号 関ヶ原町農業委員会委員の任命に際して、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない旨の議会の同意を求めることについて
- 日程第 11 議案第 41 号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 42 号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 43 号 関ヶ原町放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 44 号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 45 号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 46 号 関ヶ原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 47 号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 48 号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 49 号 令和 2 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入れについて
- 日程第 20 議案第 50 号 令和 2 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 21 議案第 51 号 令和 2 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 52 号 令和 2 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第

1号)

- 日程第23 議案第53号 令和2年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第24 議案第54号 令和2年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
日程第25 議案第55号 令和2年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第26 議案第56号 令和2年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第27 議案第57号 令和2年度関ヶ原町水道事業会計補正予算(第1号)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(8名)

1番	高木博之君	2番	谷口輝男君
3番	子安健司君	4番	中川武子君
5番	田中由紀子君	6番	松井正樹君
7番	楠達男君	8番	吉田仁君

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	大野健夫君
教育長	中川敏之君	監理官兼 診療所事務局長	藤田栄博君
総務課長	澤頭義幸君	企画政策課長	西村克郎君
地域振興課長	高木久之郎君	会計管理者 兼税務課長	岩田英明君
住民課長	三宅芳浩君	健康増進課長	徳永英俊君
産業建設課長	福安健司君	水道環境課長	吉森明博君
教育課長	兒玉勝宏君	西消防署長	西村清志君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	山田勝	書記	高木聖敏
書記	小寺由香		

開会・開議の宣告

- 議長（松井正樹君） ただいまから令和2年第4回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（松井正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4番 中川武子君、5番 田中由紀子君を指名します。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（松井正樹君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの10日間といたしたいと思
います。御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月18日までの10日間と決定いたしました。
-

日程第3 諸般の報告

- 議長（松井正樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。
監査委員から、令和2年2月分から令和2年4月分までの出納検査結果の報告がありました
ので、印刷して配付してあります。
次に、町長より行政報告の申出がありましたので、これを許します。
西脇町長。
- 町長（西脇康世君） おはようございます。
貴重な時間をお借りいたしまして、若干報告をさせていただきますので、よろしくお願
いいたします。
国保関ヶ原診療所の現状に関しまして、報告いたすべき事項がありますので、よろしくお願
いいたします。
当診療所の内科医師につきましては、従前より岐阜大学の医局である第一内科から派遣を受
けており、現在、常勤医師3名のほか、複数の非常勤医師に従事していただいているところ
であります。
こうした中、本年3月に第一内科の教授及び医局長が町へお越しになり、医局からの内科医

師の派遣につきましては、常勤、非常勤を問わず、令和2年度をもって終了したいとの申入れを受けました。

県内でのかねてからの内科医師不足に加え、近年、日本医師会の専門医研修制度による大都市部への人材流出が顕著となっており、地域における医療の需給状況から見て、いよいよ関ヶ原診療所への派遣を継続する状況ではなくなったという説明でありました。

突然の通告でありましたので、私といたしましても、その見直しや延期を申し入れたところでございますが、先方としても熟慮された中での最終的な判断でございましたので、町としてはその申入れを踏まえた上で、令和3年度以降の診療所をどうするのか、その在り方について速やかに決定していく必要に迫られているところであります。

これまでの調整の結果では、内科医師1名が引き続き確保できる見通しがついたことから、外科、整形外科を含めた外来機能は、一部縮小しながらも存続できる見込みであります。ですが一方で、入院機能や一部の検査機能等は廃止または縮小の方向で検討をせざるを得ない状況にあります。

こういった前提に加えて、この際、公立医療機関としての診療所の役割を考えたとき、町のこれからの保健・福祉・医療を展望しながら、その在り方を具体化し、新たな体制に移行することが重要との認識の下、この4月には町関係課及び診療所職員からなる庁内横断的なプロジェクトチームを組織し、現在、継続的に検討作業を進めているところでございます。

今後は、このプロジェクトチームによる検討結果も踏まえ、開設者として速やかに来年度の運営計画を決定し、円滑な移行に向けて準備を進めてまいりたいと考えておりますので、議員並びに町民の皆様の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で報告させていただきますが、この後の全員協議会でプロジェクトチームの検討状況等につきましては報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（松井正樹君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第1号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第4、報告第1号 令和元年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、報告第1号 令和元年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和元年度一般会計補正予算に定めました繰越明許費の関中通り線道路改良事業、小学校、中学校の校内LAN環境整備事業に係る歳出予算の経費を令和2年度へ繰越いたしましたの

で、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） それでは、報告第1号 令和元年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

土木費、道路橋梁費、関中通り線道路改良事業につきまして、先般の3月議会でお認めいただきました測量設計業務委託料と所有権登記委託料及び公有財産購入費の全額1,650万5,000円につきまして翌年度へ繰越いたしましたので、御報告させていただきます。

なお、現在、本事業につきましては用地測量のほうを進めておりまして、工事につきましては何とか今年度末には完了させたい考えで進めさせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 続きまして、教育費のほうでございます。

項が小学校費、小学校校内LAN環境整備事業。

昨年度3月議会におきまして補正をさせていただきました国のGIGAスクール整備事業のうち、ギガビットLANとタブレット用キャビネット整備につきましてでございますが、1,441万円の全額を令和2年度に繰越しさせていただくものでございます。

財源の内訳につきましては、国庫支出金が445万5,000円、地方債が980万円、一般財源が15万5,000円となっております。

続きまして、中学校費のほうでございます。

金額につきましては、1,425万6,000円。

財源の内訳につきましては、国庫支出金が364万円、地方債が1,040万円、一般財源が21万6,000円となっております。

工事につきましては、今月に発注を予定しておりまして、9月末までには完成とし、引き続き今年度1人1台タブレットパソコン整備を予定しているというところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これで報告第1号の報告を終わります。

日程第5 報告第2号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第5、報告第2号 令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 報告第2号 令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和元年度の公共下水道事業特別会計補正予算に定めました繰越明許費の公共下水道建設事業に係る歳出予算の経費を令和2年度に繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 報告第2号 令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。

本年3月議会におきまして設定させていただきました公共下水道費、公共下水道建設事業780万円を令和2年度に繰越いたしましたので、御報告させていただきます。

こちらは、関ヶ原浄化センターの電気設備更新のため、令和元年9月5日において議決を頂きました建設工事委託に関する協定金額の令和元年度事業費1,500万円のうち780万円を繰越させていただきました。

財源につきましては、国庫支出金429万円、地方債が350万円、一般財源として1万円でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これで報告第2号の報告を終わります。

日程第6 報告第3号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第6、報告第3号 令和元年度関ヶ原町一般会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 報告第3号 令和元年度関ヶ原町一般会計継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和元年度一般会計当初予算に定めました継続費の歴史民俗資料館改修事業に係る歳出予算の経費を令和2年度へ繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては地域振興課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 継続費の総額1億2,500万円のうち、令和元年度一般会計継続費予算現額7,000万円に対して、支出済額は6,673万7,814円でしたので、残額326万2,186円となりました。その金額を令和2年度へ逓次繰越しさせていただくものでございます。

なお、改修工事につきましては、工期を終え、5月29日に引渡しを受けました。今後はリニューアルオープンに各種準備を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これで報告第3号の報告を終わります。

日程第7 承認第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第7、承認第4号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第4号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日の公布を受け、所要の改正を行うもので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては税務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 岩田税務課長。

○会計管理者兼税務課長（岩田英明君） それでは、関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例について専決処分とさせていただいた内容について御説明をいたします。

議案書は9ページから16ページ、議案資料は1ページから43ページとなります。

今回の改正は4条立てとなっており、施行日は令和2年4月1日ですが、ところどころ異なる箇所がございますので、その都度申し上げます。

また、全体の中で「平成」から「令和」への元号の変更に伴うもの、また税法その他の改正に伴う条ずれ、項ずれ等、また簡単な字句の訂正など簡易な改正部分につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず第1条関係について、資料、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

まず第17条及び第26条の3関係ですが、こちらはこれまで所得控除等の対象外となっておりました未婚の独り親——いわゆるシングルマザー・シングルファーザーと言われる方ですが——が婚姻歴の有無で区別されることは不公平であるという観点から今回控除の対象となったことにより、第17条で町民税の非課税範囲に該当させる、また第26条の3で字句の訂正を行うための改正となっております。こちらは、令和3年1月1日施行日となっております。

また、2ページ、第29条の3の2、3ページ、第29条の3の3の改正につきましては、「ひとり親」が新たに定義されたことにより、扶養親族申告書への「単身児童扶養者」の記載が必要なくなったことによる改正となります。

続きまして、4ページ、第36条から7ページ、第56条までの改正ですが、こちらは固定資産の所有者の死亡などにより所有者不明土地等が増加している現状を踏まえ、相続登記されるまでの間に現使用者に課税に必要な事項を申告させることができる、また使用者を所有者とみなして固定資産税を課税することができることとする改正となっております。

4ページの下の方ですが、第5項でその旨の規定及び使用者への通知についての規定を追加しております。

それから、7ページの左側、第55条の3では、現所有者であることを知った日の翌日から三月以内に申告書を提出すること、その他記載事項についてなどの規定を追加しております。

続きまして、同じく7ページから8ページ、第76条、たばこ税の改正ですが、こちらは近年発売された軽量の葉巻たばこが、現在重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算する課税方式となっているため、通常の紙巻きたばこより税金が安く、課税の公平性の観点から、今回、葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算する改正が図られ、その激変緩和措置として、令和3年9月30日まで0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻きたばことみなす改正がされたものです。

同じく、その下、8ページ、第78条から9ページ、第80条は、たばこ税の課税免除申請の添付書類の簡素化についての規定を追加しております。これらは施行日が令和2年10月1日となっております。

同じく、9ページの下の方ですが、附則第4条の2から11ページ、第4条の3にかけて、

延滞金の割合に係る改正となります。今回、市中金利の実勢を踏まえ、その加算割合を1%から0.5%に引き下げるなどの改正があり、それに伴う改正となっております。施行日は令和3年1月1日となっております。

少し飛びまして、資料の21ページをお願いいたします。

こちらから第2条関係となります。

今回、法人税見直しの中で、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度から各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行されました。法人住民税は、これまでも個別の法人が申告・納税する制度のため大きな変更はありませんが、27ページから28ページにかけての右側の下線部分、また30ページ、そして31ページから32ページにかけての右側下線部分、これらは連結納税制度に関する規定が削除される改正となっております。こちらは令和4年4月1日の施行日となっております。

続きまして、資料の34ページをお願いいたします。

こちらは、平成31年の改正附則内の元号部分のみの改正となっております。

続きまして、35ページ、第4条関係です。

こちらは、今回第1条で改正を行います「ひとり親」に係る改正によって、令和元年9月改正部分で必要のなくなった規定を削除する改正となっております。

この後43ページまでは、平成27年から平成30年までの改正附則内、元号部分の改正となります。

以上、簡単ですが、今回の改正についての説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 8 承認第 5 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第 8、承認第 5 号 令和 2 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第 5 号 令和 2 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

政府の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による特別定額給付金及び子育て世帯臨時特別給付金について、早急に支給を行うため、それぞれの関係経費 7 億 998 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 45 億 7,798 万 1,000 円とする令和 2 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 1 号）を専決処分により決めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

歳出のほうからよろしくお願いいたします。

22 ページでございます。

まず特別定額給付金事業でございます。これにつきましては、今、町長のほうの説明にもございましたが、緊急経済対策ということで、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものとして実施するものでございます。

内容としましては、4 月 27 日現在の住民基本台帳に記録されている者 1 人につき 10 万円を給付するものでございます。当町では、基準日の人数が 6,949 人、世帯主である受給権者が 2,734 人として実施をさせていただいております。

歳出予算としましては、すみません、細かい話はちょっと飛ばさせていただきますが、事務費合計 720 万円、それから事業費としての負担金補助及び交付金でございます、これが 6 億 9,490 万円を計上させていただいております。

実施状況でございますが、まず 5 月 1 日ですが、ここからマイナポータルの申請開始を始めさせていただいております。続きまして、5 月 11 日に郵送の申請の受付を開始させていただいております。状況としましては、昨日の 6 月 8 日現在、97.3%の給付及び給付準備が済んでおるとい状況でございます。

申請期間としましては、8 月 7 日までということで申請の受付を実施しているところでございます。

続きまして、児童福祉費の児童福祉総務費でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組として実施する子育て世帯臨時特別給付金支給事業でございます。

内容としましては、令和2年4月分及び3月分の児童手当の本則給付の受給者を支給対象者に、新高校1年生を含む令和2年3月31日までに生まれた児童を対象に、対象児童1人当たり1万円を支給するものでございます。

歳出予算としましては、事務費合計128万1,000円と事業費としまして負担金補助及び交付金660万円を計上させていただいております。

実施状況としましては、現在、公務員以外の方への支給対象者331名でございますが、対象児童576名ということで支給準備が済んでおります。6月11日に振込を行う予定となっております。公務員の方につきましては、所属先の証明書を添付しました申請書でございますが、これを各住居地の役場、役所のほうへ申請していただく必要がございますので、関ヶ原町につきましてもこれを順次受付をし、支給をしていく予定となっております。

続きまして、歳入でございます。

20ページ、21ページでございます。

どちらの事業につきましても10分の10の国庫補助金がつくということでございます。特別定額給付金事業につきましては7億210万円、子育て世帯臨時特別給付金支給事業につきましても788万1,000円の補助金を財源といたしております。以上でございます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 支給割合97.3%ということで、残った2.7%の人の状況はつかんでみえるのかどうか、どういう支援があるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 残った方につきましては、実際に残っておりますのが92件分ですね、人数分にしまして185人分でございますが、システムを入れておりますので、それぞれまだ申請をされていない方の名簿というものが出てまいりますので、それを確認しておるところでございますが、いろんな方がいらっしゃいますし、年齢層もいろいろでございます。特に偏っておるということではないんですが、お名前を確認しますと、特に急がれていない家庭かなという方もいらっしゃいますし、実際にいろいろ福祉関係でちょっとお見受けするお名前もございまして、この6月1日に広報のほうも出させていただいております。

それからまた、去年のプレミアム付商品券でもやりましたが、回覧板ですね、あちらのほう

が結構広報よりも効果があったということが出ておりますので、それにまた載せるとか、その後また実際にお名前のある方について直接何か文書で出すとか、そういうことも含めてちょっと考えていきたいと思いますが、基本的には申請は個人の自由になりますので、あまりこちらのほうから催促をするということができないという困難がございますので、いろんな部分で考えていきたいとは思っております。以上でございます。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9 承認第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第9、承認第6号 令和2年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第6号 令和2年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

有害鳥獣捕獲対策に関しまして、早急に対処する事案が生じたことを受け、委託料33万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億7,831万1,000円とする令和2年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるとでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 聞かないほうがいいと思うんですけど、契約というか、するんですけど、細かい話はいいんですけど、弁護士さんと契約するときどんな方法でやるのか、例えば契約するにはいわゆる訴訟とか調停とかいろんな方法があると思うんですけど、どちらの方法とかいう、契約行為ができるのかなというちょっと質問を。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） この件につきましては、まだずうっと先が見えないところがございます。そういった関係から、一応当事者同士が話すということで本来やるのがいいんですけども、なかなか当事者だけで話すというのは難しいという状況でございますので、第三者を入れながら話を進めていくということでございます。その話合いの経過の中で、上のほうに行く可能性も残っているという現在の状況でございますので、そういったことも含めて、第三者である弁護士を入れて話合いを進めさせていただくというものでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（松井正樹君） 2番 谷口議員。

○2番（谷口輝男君） いわゆる話合いをしてもらうのに弁護士さんを頼んで、その話合いの金額というわけですね。要は、どこまで行くかは分からない段階でのこの33万円。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 着手金ということですので、そういうことでございます。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10 議案第40号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第10、議案第40号 関ヶ原町農業委員会委員の任命に際して、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない旨の議会の同意を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第40号について御説明申し上げます。

農業委員会の委員の任命につき、委員の少なくとも過半数を認定農業者及び準ずる者といたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、細部につきましては産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） それでは、議案第40号 関ヶ原町農業委員会委員の任命に際して、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない旨の議会の同意を求めることについて御説明申し上げます。

現行の農業委員の任期が本年7月19日で満了を迎えるため、新たな委員の任命が求められている中で、平成28年4月1日の改正農業委員会法施行後の農業委員の任命につきましては、委員定数の過半を認定農業者が占めなければならないこととされております。

一方、当町のように認定農業者が少ない場合におきましては、農業委員の認定農業者過半要件の例外として、区域内の認定農業者の数が委員の定数の8倍を下回る場合には、議会の同意により、委員の過半数を認定農業者及びそれに準ずる者により構成することができるため、議会の同意をお願いするものでございます。

現在、町の認定農業者は6名であり、定数の8倍を下回っておりますので、この例外が適用できると考えております。

農業委員の募集につきましては、本年3月16日から4月10日まで行いまして、委員定数11名に対し、認定農業者5名を含む11名の推薦がございましたが、定数11名に対し認定農業者が5名ですので、過半を満たしていない状況でございます。

今回は、認定農業者に準ずる者として、法人化が見込まれる任意の集落営農組織の役員の方が1名いらっしゃいますので計6名となり、認定農業者及びそれに準ずる者が過半数を超える形となっております。

今後、本日御同意のほうを頂けましたら、本定例会の2日目におきまして、委員の同意をお願いする議案を上程させていただく予定でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第11 議案第41号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第11、議案第41号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第41号について御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律の改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限延長など、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては税務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 岩田税務課長。

○会計管理者兼税務課長（岩田英明君） それでは、関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書は31ページ、議案資料は44ページからとなります。

今回の改定は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関連する地方税法の改正に伴うもので、2条立てとなっております。

まず第1条関係、公布の日4月30日施行分について御説明をいたします。

新旧対照表の44ページをお願いいたします。

附則第9条では、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋について、令和2年2月から10月までの期間において、3か月間の売上げが、新型コロナウイルスの影響で対前年比30%から50%減少した場合は令和3年度の固定資産税課税標準を2分の1に、50%以上減少した場合はゼロにすること、また第9条の2では、同じく中小事業者等が令和3年3月31日までに認定先端設備等導入計画に従って取得した設備については、価格の2分の1からゼロの範囲とする軽減措置を法附則第61条及び第62条に規定した条文を追加されたことによる改正となり

ます。

その下、第14条の2ですが、こちらは軽自動車税環境性能割の非課税措置が令和2年9月30日から令和3年3月31日まで延長することとなりましたので、そのための改正となります。

その下、第23条ですが、こちらは令和2年2月以降、収入が減少した事業者の納税猶予について地方税法で新たに規定されましたが、申請に関する期間については町条例で定めた期間を準用することとする規定の追加となります。

続きまして、45ページ、第2条関係、令和3年1月1日施行分について御説明をいたします。

附則第9条及び第9条の2では、先ほど第1条で改正しました法附則第61条、第62条が、それぞれ第63条、第64条へ条ずれしたための改正となります。

その下、第24条ですが、こちらは令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に開催、もしくは開催予定で、新型コロナウイルスの影響で中止となった文化芸術・スポーツイベント等のチケット代金の払戻しを希望しなかった場合、その金額を寄附金控除の対象とすることとなりましたので、それに関する規定の追加となります。

続きまして、46ページ第25条ですが、こちらは住宅借入金等特別税額控除について、令和2年中に取得または増改築したものの、新型コロナウイルスの影響で6か月以内に居住できなかった場合、控除の適用期限を令和16年まで延長されることとなりましたので、それに関する規定の追加となります。

以上、今回の改正についての説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第42号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第12、議案第42号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第42号について御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、通知カードが廃止されることに伴い、通知カードの再発行手数料を削除する改正と、併せて住民基本台帳法との条ずれによる改正を行うものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第43号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第13、議案第43号 関ヶ原町放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第43号について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策の影響による夏季休業期間の短縮に伴い、保育料の特例を設ける改正でございます。

なお、細部につきましては教育課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 議案第43号 関ヶ原町放課後児童クラブの設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書は35ページ、議案資料では49ページとなります。

議案書のほうの35ページをよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症によりまして3月2日から5月末日までの町内の小・中学校の閉校に伴いまして、その影響により夏季休業日、いわゆる夏休みを今年度は8月8日から18日にすることになりました。そのための放課後児童クラブの例年の夏季料金を変更させていただくものでございます。

議案書の上の表のほうを御覧ください。

所得税の額により各料金を定めさせていただいておりますが、7月及び8月の料金設定を取り払い、下の表のほうを御覧いただきまして、全ての月を同一料金とさせていただき、短くなります夏休みだけの利用料金設定につきましても月額半額ということにさせていただくものでございます。

なお、本条例は附則に追加させていただきまして、令和2年7月1日から8月31日まで例外的に適用するという内容といたしております。

以上、御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 夏休みが8月8日から18日ということですね。まあ、言ったら7月は通常ですよ。8月も一応通常月ということで、休みはあるんですけど、通常月ということではないんですかね。とって読めるんですね。

○議長（松井正樹君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 議員御指摘のとおりでございます。これはなぜかと申しますと、3月分、それから4月分、5月分につきましては、条例の改正も当然ですが、利用者のほうにとって不利のある話でございますので、値上げとかはいたしておりません。

そういった中、今回につきましても、その時期も特例的に今年度に限りましては安い料金設定でございましたので、8月分、少し上げるという考え方もございますが、それに倣いまして、通常料金という設定にさせていただきたいというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第44号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第14、議案第44号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第44号について御説明申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布、施行を受けまして、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） では、議案第44号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、国の子ども・子育て会議におきまして、子ども・子育て支援新制度ですが、これが施行後5年の見直しに係る対応方針というものが確定をされました。それに基づきまして、本条例が従う、または参酌する基準を定めた基準省令が改正されましたので、

本条例の該当箇所について改正をさせていただくものでございます。

改正点でございます。

議案資料の50ページ、51ページを御覧いただきたいと思えます。

まず50ページの第7条第4項でございます。

この項では、同条第1項第3号において、家庭的保育事業者等による保育提供の終了に引き続いて、保護者の希望に基づき、連携施設に受け入れて教育または保育を提供しなければならないとされている規定に対します適用除外を規定しております。

今回の改正で、まず改正前の第4項の規定内容を第4項の第2号として規定させていただきまして、第1号としまして、保育所等が不足すると見込まれる状況におきまして、家庭的保育事業者等による保育提供の終了に際して、家庭的保育事業者等による様々な対応策の活用により、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう措置が講じられているときは、連携施設は不要とする適用除外規定を新たに追加するものでございます。

次の第5項につきましては、改正前の第4項の規定内容を第2号としましたので、それに伴います改正でございます。

次ページの第38条第1項第4号の部分でございますが、これにつきましては居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる場合としまして、保護者の疾病や疲労、環境上等の理由により乳幼児が養育を受けることが困難である場合というものを明確に追加するという規定でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第45号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第15、議案第45号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第45号について御説明申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布、施行を受け、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） この改正につきましても議案第44号と同様に、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針に基づきまして、内閣府令の改正に伴いまして、本条例の必要な箇所を改正するものでございます。

議案資料の52ページ、53ページでございます。

改正内容は、先ほどの議案第44号の第7条の改正とほぼ同様でございます。

第42条第4項でございますが、この項でも、同条第1項第3号において、特定地域型保育事業者による特定地域型保育提供の終了に引き続いて、保護者の希望に基づいて、連携施設に受け入れて教育または保育を提供しなければならないということに対しての適用除外規定をしておるといことも同じでございます。

今回の改正で、改正前の第4項の内容を第2号としまして、第1号としまして、保育所等が不足すると見込まれる状況において、特定地域型保育提供の終了に際して、特定地域型保育事業者による対応によりまして、連携施設を不要とする適用除外規定を新たに追加するものでございます。

第5項につきましても同様に、改正前の第4項の規定内容を第2号としたことによりまして改正でございます。以上でございます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第46号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第16、議案第46号 関ヶ原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第46号について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策により、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、当町において行う事務事項に傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を追加するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしく御願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第47号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第17、議案第47号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第47号について御説明申し上げます。

これも新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染された被保険者等に対し、傷病手当金の支給や、感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免等、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、議案第47号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として傷病手当金の給付と保険料の減免が位置づけられておりますので、それらの事項の追加のために必要な改正を行うものでございます。

議案資料の55ページからをよろしくお願いいたします。

まず第22条第2項第2号でございます。

これにつきましては、申し訳ございません、本町は保険料での徴収を行っているということがあったにもかかわらず、「税」という記載になっておりましたので、今回併せまして「料」に訂正させていただくものでございます。

次の附則第4条から第7条までが新たに追加をする条でございます。附則第4条から第6条が傷病手当金に関する規定でございます。また、附則第7条は保険料の減免に関して規定するものでございます。

まず附則第4条でございます。

第1項におきまして、傷病手当金の支給要件としまして、今回の新型コロナウイルスへの感染または感染の疑いのある給与等の支払いを受ける被保険者が対象であり、3日を超えて労務に就くことができない場合を規定しております。

次の第2項におきまして、傷病手当金の金額とその計算方法としまして、直近の継続した3

か月の給与等の合計額を就労日数で割った金額の3分の2とすることを規定しており、続きまして、次ページ、56ページでございます。

第3項でございますが、ここにおきましては、傷病手当金の支給期間としまして、支給を始めた日から1年6か月以内であることを規定しております。

続きまして、附則第5条でございます。

新型コロナウイルスへの感染または感染が疑われる場合で、その場合であっても給与等を受けられる期間における給与等と傷病手当金との調整についてを規定しております。

附則第6条につきましては、前条の場合におきまして、感染により受けるはずであった給与等が受けられなかった場合の傷病手当金の取扱いについて規定しております。

続きまして、第7条でございます。

第1項では、普通徴収については令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に納期限が定められている保険料を、また特別徴収につきましては同期間に年金給付の支払日となる保険料を減免の対象とし、次に規定する第1号または第2号の要件を満たす必要があることを規定しております。

第1号としまして、生計を主として維持する者が感染した場合でございます。

第2号は、生計を主として維持する者の収入の減少が見込まれる場合となります。この収入が見込まれる場合につきましては、その次のア、イ、ウの規定は要件ということでございます。

第2項におきましては、減免を受けるためには、1号から3号の事項を記載した申請書を規則で定める期限までに提出しなければならないことを規定しております。

すみません、57ページになっておりますが、第3項におきまして、従来の減免規定の適用は、今回の附則第7条の規定の適用者を除外するというように規定するものでございます。

なお、附則におきまして、傷病手当金の規定及び保険料の減免規定ともに、感染の発生時期を考慮し、遡り適用とすることとしております。傷病手当金の規定につきましては、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合とし、保険料の減免規定につきましては、令和2年2月1日とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 資料の55ページなんですけど、傷病手当の対象ですね、給与等をもっているという、いわゆる雇用主ではなく従業員ということになると思うんですけど、それってすごい対象が狭まってしまうのではないかと考えていて、やっぱり国保に入ってみえる方は

自営の方が多いと思いますので、いわゆる自営主が、これは対象にならないのかどうか伺いたいと思います。取りあえず以上です。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） これにつきましては、もともと国の基準に基づいて条例を定めておるところもございますが、もともと傷病手当金というものの自体が被用者に対して支払うということが原則になっておる給付金でございますので、基本的には事業主さんについて支給をするというような規定は一般的にはないということでございます。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第48号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第18、議案第48号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第48号について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の財政支援のため、保険料の減免を目的とした改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 議案第48号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

この改正につきましても議案第47号と同様に、新型コロナウイルス感染症対策として保険料の減免が位置づけられておりますので、その事項の追加のために必要となる改正を行うものでございます。

議案資料の58ページ、59ページをよろしくお願いたします。

改正内容につきましては、ほぼ国保の改定内容と同様でございます。

附則にまず第7条としまして1条を加える改正でございます。

その第1項では、普通徴収については令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に納期限が定められている介護保険料を、特別徴収については同期間に年金給付の支払日となる介護保険料を減免対象とするということでございます。

また、次に規定する第1号または第2号の要件を満たす必要があるということを規定してお

ります。

第1号は、世帯の生計を主として維持する者が感染した場合でございます。

第2号は、世帯の生計を主として維持する者の収入の減少が見込まれる場合となりまして、その次にありますア、イの規定は、収入の減少が見込まれる場合の要件となっております。

第2項におきましては、減免を受けるためには、1号から3号の事項を記載した申請書を規則で定める期限までに提出しなければならないことを規定しておりまして、第3項におきまして、従来の減免規定の適用について、今回の附則第7条の規定の適用者を除外することを規定するものでございます。

なお、附則におきまして、国保条例の改正同様、令和2年2月1日への遡り適用とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第49号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第19、議案第49号 令和2年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入れについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第49号について御説明申し上げます。

サービス事業費の財源補填のため、令和2年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入額776万2,000円を定めるため、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。10時20分まで。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時22分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第20 議案第50号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第20、議案第50号 令和2年度関ヶ原町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第50号について御説明申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症の拡大防止に当たっては、町民の皆様には外出の自粛や学校の休業等に伴う休暇取得など、また事業者におかれましては緊急事態宣言を受け、休業や営業時間短縮の要請等に御協力を頂き、感謝しているところでございます。

これらに伴い、家計や事業者の経済活動に様々な影響が生じていることから、住民生活や地域経済を支える町単独の緊急支援対策として、水道基本料金の5か月分免除や商工会と連携した20%のプレミアム付商品券の発行、子育て世帯では18歳以下の児童1人につき一律2万円の応援給付金の支給、また事業者へ向けては県の小規模事業者持続化補助金の事業者負担分への補助、新型コロナウイルス対策を講じられた際の協力金3万円の支給、さらに公共施設における感染防止資機材の整備など、新型コロナウイルス感染症対策事業関連経費の計上をはじめとし、総額1億4,714万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億2,545万6,000円とする令和2年度関ヶ原町一般会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせますが、給与、職員手当、共済費などの人件費は人事異動等に伴う関係分でございますので、省略をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、順次説明願います。

○総務課長（澤頭義幸君） 議案第50号 令和2年度関ヶ原町一般会計補正予算（第3号）について御説明をさせていただきます。

歳入歳出に1億4,714万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億2,545万6,000円とするものでございます。

まず歳出のほうから御説明をさせていただきます。

議案書の55ページをよろしく願いいたします。

町長の提案説明にもございましたが、給料、職員手当等、また共済手当につきましては、人事異動に伴います過不足を補正させていただくものでございますので、細部については省略をさせていただきます。

それでは、総務費、総務管理費の一般管理費でございます。

こちらの委託料でございますが、法律問題等、継続的な相談やサポート体制の強化を図るため、法律顧問委託料で49万5,000円を補正させていただくものでございます。

次に、負担金補助及び交付金でございます。

こちらにつきましては、本年4月からの会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、予算査定において精査を行っていたわけでございますが、フルタイムの会計年度任用職員の方は新たに市町村職員共済組合への加入ということとなりますので、事務費負担金が必要となってまいりました。14万2,000円を補正させていただくものでございます。

また、この後に出てきます同様の会計年度任用職員の共済組合事務費負担金につきましても同様な内容でございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、生活安全対策費でございます。

こちらは新型コロナウイルス感染症対策関係でございます。議案資料のほうにも60ページから本一般会計におけます新型コロナウイルス感染症対策事業の関連予算概要という資料をつけておりますので、併せて御覧いただければというふうに思います。

生活安全対策費の需用費でございます。

こちらにつきましては、避難所や各小学校など、感染対策のための手指消毒液や非接触型の体温計、またフェースシールドなどの消耗品238万円を補正させていただくものでございます。なお、このうち避難所に係るものにつきましては、岐阜県の避難所生活環境確保事業補助金を活用させていただき、事業費の2分の1に当たる47万8,000円を特定財源とさせていただいております。

次に、備品購入費でございます。

こちらにも新型コロナウイルス感染の対策の関係の備品でございます。こちらにつきましては、役場の本庁舎や各小学校、またふれあいセンターや診療所におきまして、赤外線サーモグラフィカメラなどの備品購入を予定しておりますので、補正をさせていただく内容となっております。

私からは以上でございます。

○住民課長（三宅芳浩君）　続きまして、次のページ、56ページをよろしく願いいたします。

まず民生費の社会福祉費、社会福祉総務費でございます。繰出金でございます。次の介護保険の繰出金も併せてでございますが、これにつきましては、それぞれ今回特別会計の補正がございますので、その補正に伴います一般会計負担分でございます。

続きまして、児童福祉費の児童福祉総務費、子育て世帯応援給付金支給事業でございます。今回の新型コロナウイルス感染症の影響に対する子育て世帯の生活を支援する目的で、町としまして高校3年生までの児童1人当たり2万円をその保護者に支給するものでございます。事務費合計63万5,000円及び給付金1,700万円を計上させていただいております。

そのほかでございます。旅費5万1,000円及び57ページでございます工事請負費の8万8,000円につきましては子育てコミュニティーに係るものでございまして、5万1,000円につきましては会計年度任用職員の通勤費分でございます。また、8万8,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、施設への雨戸の設置工事費分を計上させていただいております。

〔発言する者あり〕

すみません。申し訳ございません。雨戸ではございません。網戸でございます。網戸工事でございます。よろしくお願いいたします。

57ページでございます。

負担金補助及び交付金の新生児臨時特別給付金につきましては、国の特別定額給付金対象世帯との均衡及び子育てに係る経済的負担の軽減を図るため実施するものでございます。国の特別定額給付金事業におけます基準日4月27日の翌日以降に出生の新生児の保護者に、新生児1人当たり10万円を給付するものでございます。今年度末日までの出生を対象としておりまして、予想としまして25人分の250万円を計上させていただいております。

次の児童福祉施設費でございます。需用費及び備品購入費合わせまして100万円でございますが、これにつきましては保育園の新型コロナウイルス感染症対策経費として計上させていただくものでございます。感染拡大防止のための消耗品及び備品の購入を進めさせていただくものでございます。

なお、この経費につきましては、今回歳入には計上しておりませんが、保育対策総合支援事業費補助金という国の事業のメニューに該当しますので、1園当たり50万円を限度に10分の10の補助が予定されております。

次に、工事請負費の78万3,000円でございます。保育園の感染症対策としまして、園舎の網戸設置工事費を計上させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○水道環境課長（吉森明博君） 続きまして、同じく57ページの衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金補助及び交付金の2,111万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年8月から12月の5か月分の水道基本料金を免除するための水道事業会計の補助金でございます。

同じく保健衛生費、斎苑管理費、需用費の修繕料39万円は、関ヶ原斎苑の火葬1号炉の炉前ドアと告別ホール自動ドア2か所におきまして自動開閉の動作に不具合が生じているため、補正をさせていただくものでございます。

次に、同じく斎苑管理費の工事請負費、斎苑設備修繕工事の59万4,000円につきましては、斎苑操作室におけます空調設備工事46万円と照明改修工事の13万4,000円をお願いするものでございます。

空調設備につきましては、故障によりまして修繕が不可能な状態でございます。今後夏季シーズンを迎えるに当たって、火葬作業時における制御盤の監視や、また清掃作業時におきまして高温下での作業が強られるため、作業員の環境改善のため、既存の天井埋め込み型よりも安価な壁かけのルームエアコン1基を設置するものでございます。

また、操作室の照明設備におきましても、安定器の故障により、2灯をLEDの照明に変換し、改善を図らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○地域振興課長（高木久之郎君） 58ページをお願いします。

労働費、雇用調整助成金申請手続支援事業についてですが、国の雇用調整助成金に関する申請手続を専門家に依頼する経費、7万円を上限として補助するものでございます。

雇用調整助成金69万円、中小・小規模事業者に対し、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の事業者負担分、いわゆる基準賃金額と国助成金との差額について助成をするものでございます。

続きまして、商工費、59ページをお願いいたします。

需用費の辺りからでございますが、関ヶ原deごはんプロジェクト推進事業、事務費として100万円、補助金として350万円計上させていただいております。新型コロナウイルス感染症の影響にある継続して営業する飲食店に応援金を支給し、さらに町民が飲食店を利用しやすくするため、クーポン券つきリーフレットを配付する事業を実施していきたいというふうに思っております。

委託料100万円、2波、3波に備え、外出自粛時においても地域産品等をオンライン上で販売できるネットショップを開設するものでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金700万円、新型コロナウイルス感染症拡大のため、県の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力した事業者に対する岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の町負担分3分の1分でございます。

新型コロナウイルス感染症感染防止対策協力金、町内の事業所、新型コロナウイルス感染症感染防止対策の推進、利用者等の新型コロナウイルス感染症予防に対する意識啓発を図るため、感染症予防を実施する店舗、工場等を所有する事業者に対して、3万円の協力金を支給するものでございます。

小規模事業者持続化補助金、県が実施する小規模事業者持続化補助金、新型コロナウイルス感染症対策事業応援補助金の事業者負担分、県の事業は3分の2が補助されるわけですが、その事業者負担分を補助し、事業者の負担軽減を図るものでございます。

プレミアム商品券発行事業補助金500万円、落ち込んだ地域内の消費を取り戻すため、現在商工会で行われております町内事業者で使用できる20%プレミアム商品券事業に対し助成する

ものでございます。

続きまして、観光費、観光協会運営助成金90万9,000円、令和2年4月1日より町職員が一般社団法人関ヶ原観光協会に派遣されております。関ヶ原町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条の規定により、町から支給できる給与以外の勤勉手当、共済費の事業主負担分が派遣先での負担になることから、その金額について補助するものでございます。以上です。

○教育課長（兒玉勝宏君） 60ページをよろしく願います。

一番下のほうにあります土木費、都市計画費、公園管理費の需用費6万2,000円につきましては、桃配運動公園の管理棟横の男子便所の大便器の水タンクにひびが入り、水漏れが起きておりますので、その修理代でございます。

61ページをよろしく願います。

教育費、教育総務費、事務局費のほうでございます。補償補填及び賠償金の112万6,000円につきましては、コロナウイルス感染症のための学校休業に伴います給食食材費の補償金でございます。3月分32万6,000円と4月、5月分80万円を計上いたしております。

放課後児童クラブ費の工事請負費8万1,000円につきましては、網戸の設置費でございます。

下のほうへ行きますと、小学校費、学校管理費の人件費につきましては、公務員の業務内容の見直しに伴いますフルタイムからパートタイム任用への変更に伴います見直しの分でございます。

教育振興費、備品購入費1,779万9,000円につきましては、1人1パソコン整備、関ヶ原小学校149台、今須小学校42台分の購入費用でございます。

めくっていただきまして、62ページをよろしく願います。

次の中学校費につきましても小学校費と同様でございます。学校管理費の人件費につきましては、業務内容の見直しに伴うフルタイムからパートタイム任用への変更の分、教育振興費、備品購入費の1,445万円につきましては、関ヶ原中学校138台、今須中学校40台のタブレットコンピュータの購入費用でございます。

下のほうへ行きますと、社会教育費、社会教育総務費の需用費38万2,000円につきましては、野上にごございます六部地藏公園の外灯が度々老朽化により停電をしております、その抜本的な修繕のための費用でございます。

それから、ふれあいセンター管理費の工事請負費107万1,000円につきましては、網戸の設置費用でございます。小ホール、図書館、2階の会議室等、予定をいたしております。

63ページを御覧ください。

保健体育費、町民体育館費、工事請負費113万9,000円につきましても柔道場等、それからアリーナの下小さな網戸につきましても設置するための網戸の工事費代でございます。

以上、よろしく願います。

○企画政策課長（西村克郎君） 続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

54ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫補助金、小中学校費補助金の公立学校情報機器整備費補助金1,318万5,000円でございますが、GIGAスクール用端末の整備等に対する補助でございます。

県支出金、県補助金、総務費県補助金の避難所生活環境確保事業費補助金47万8,000円でございますが、避難所に配備する備品等の購入に対する2分の1の補助でございます。

労働費県補助金の雇用調整助成事業費補助金34万5,000円でございますが、国の雇用調整助成金に上乗せをする69万円に対する2分の1の補助でございます。

繰越金でございますが、前年度繰越金1億3,289万3,000円を充当させていただきますが、議案資料の60ページの最初の部分にも記載をさせていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症対策の事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画等の提出を現在いたしておるところでございます。採択等されましたら、財源の組替えをさせていただきたいと考えております。

続きまして、諸収入、雑収入、雑入の学校臨時休業対策費補助金24万4,000円でございますが、各都道府県の学校給食会からの補助で、3月分の学校給食食材費補償金32万6,000円に対する4分の3の補助でございます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

なお、新型コロナウイルス関連の補正予算につきましては、本会議終了後、総務民生常任委員会で質疑応答の場を設けておりますので、ここでの質疑は総括的なものとしていただくようお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） コロナ関連については委員会でやるということですので、まず1つは、臨時交付金が下りてきた場合に財源組替えをするということですが、この間1兆円の国の予算ということで、それが3兆円になるという報道もあったように思うんですが、その辺の情報はどのようにつかんでみえるかということと、あと関ヶ原町の今年度の予算の中で、いろいろ中止になったやつもあるかと思うんですが、そのいわゆる不用となった額というのがどれぐらいあるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

それからあと、学校の会計年度任用職員のフルがパートになったということですが、どういう業務が見直しされたのか、その職員の理解を得てそういうふうになっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（松井正樹君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 私のほうからは、フルタイム任用からパートタイムのほうへの変更の件についてでございます。

業務内容につきましてといいますか、勤務時間につきまして、フルタイムでなくても業務内容ができるという、そういう仕事内容への変更、いわゆる作業内容というか、そういったものを今までやっていたもの、例えば外周りの草むしりとか、そういうものもやらなくてもいいという、そういったお願いというか、そういうことでの御理解を双方しまして、そのためにパートタイム任用への切替えということで御了解してこのように変更させていただいたというものでございます。

○議長（松井正樹君） 大野副町長。

○副町長（大野健夫君） まず臨時交付金の関係でございますけれども、御案内のとおり、今、国の2次補正ということで国会の審議中ということでございます。地方への配分ということに関しましては、人口ですとか、財政力とか、そういったことを勘案して、都道府県分と市町村分が折半して交付されたというのが第1回目の交付でございますので、いずれにしても国会が予算成立した段階でまた内閣府のほうで2次分をどのように配分するかというのは検討されると思いますけれども、聞くところによりますと、町村分というのは若干手薄くなるんじゃないかという報道もありますけれども、一定の額は入ってくるというふうには見込んでおりますので、またちょっとその状況も注視しながら対応していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今までの事業が中止になった部分については分かりますけれども、今後事業をやっていくかやっついていかないか、まだ検討というか、決まっていない部分もでございます。例えば合戦祭りをどうするかというようなこともございますので、まだまだこれから流動的になってくるところでございます。

今、議員御指摘の数字について、春イベントであるとか、そのほかの部分については執行しなかったということで固まってはおりますが、今そういったまとめはしておりませんので、現時点まででよければ若干時間を頂きたいというふうに思いますので、お願いたします。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません。ちょっと関連になるのかどうか分かりませんが、今の2次補正とかいろいろあるんですけれども、元年度からの繰越金がどのくらいだったかというのをちょっと聞きたいんです。要は、次また出てきたときに大変なことになるかなということと、

それから今の地方創生臨時交付金がいつ頃来るかというのを聞きたいです。

○議長（松井正樹君） 西村企画政策課長。

○企画政策課長（西村克郎君） 一般会計の令和元年度からの繰越金でございますが、実質費としまして2億1,972万2,788円でございます。約2億1,970万円ということでございます。

2次交付金のスケジュールにつきましては、5月末までに実施計画書を提出しております。予定では、今月中、6月中に交付決定のほうになされまして、交付申請をするところまでの情報はございますが、実際に交付金がいつ入ってくるかということまでまだ承知しておりませんので、分かり次第ということでございますが、2次補正の関連もございますので、先ほど議員おっしゃられました繰越金が、今回1億3,000万円からの繰越金を充当しておりますので、2次補正の財源のほうもどのように充てるのかということも考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 今の話ですと、2億1,900万円、今2億300万円ぐらい、じゃああと1,100万円か900万円くらいしか繰越金は残っていないということで、補正財源がもう、今後すぐに出てきた場合にはできないというようなことになると思うんですけど、そこら辺はうまいことやっていただきたいと思います。

全然別件になりますけど、公園管理費のほうで多目的トイレ6万2,000円なんですけど、これは予算90万円ばかり何か一般修繕で見てあったんですけども、どのくらい金がかかるのかということと、それからGIGAスクールの関係はコロナではないんですけど、ちょっと質問なんですけど、この補助金の割合が小学校と中学校では、小学校は46.7ぐらいで中学校では33というような率に一応今この数字上はなっているんですけど、また前のLANの環境整備事業と一緒に、30と25ですよ、前のときは。このようにまた来るかどうかということだけは、ちょっとあるかどうかだけお願いします。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 需用費のほうの修繕料6万2,000円が今回計上ということなんですけど、いずれにしても修繕費のぎりぎりの計上でございましたので、今回ちょっとその全く足りないということで上げさせていただいたところでございます。ちょっとすぐに出ないのでごめんなさい。いずれにしても、当初見込みの分では不可能ということでの計上ということで御理解を頂けたらと思います。

それから、学校のほうのタブレットコンピューターの補助の関係でございますが、小学校及び中学校に対しまして、現在iPadというタブレットコンピューターを入れているんですが、

今年度GIGAスクールという制度ができて、国のほうの補助金といいますか、1台当たり4万5,000円が支給されるということになりました。そういったことで、各Windowsパソコンというもののほうが4万5,000円でできるコンピューターを急遽開発されてきたということがございまして、そうしますとWindowsパソコンのほうが今まで高かったものがiPadより安くなったということもありまして、うちの町の運用につきまして検討しましたところ、Windowsにつきましてはいろいろな表計算とかそういったこともできますので、中学校を主体として利用するということに変更しました。

そういったことで、昨年度導入しましたiPadを全て小学校のほうへ、今年入れるものの多くを中学校のほうで購入するということで、3分の1につきましては町費で負担をしなくてはいけないんですけれど、3分の1というのは全生徒の中の3分の1については単費になりますので、そういったことでの費用負担が今回小学校費と中学校費で異なっているということで御理解を頂きたいと思います。それで、補助金につきましてはそういったことで差があるということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 2点ありまして、1点は55ページの顧問弁護士の件ですが、もう少し弁護士さんのお名前とか、所属弁護士会があると思うんですが、どこの所属なのか、それからどういった経歴の方なのかということについて、言える範囲で結構ですから教えていただきたいということ。

それからもう一点、いいですか。教育費の中の今課長が言われたタブレット、1人1台タブレット、これについては学校で使用するのか、今回のような感染対策の一環として家庭でやるのか。それで、家庭で使うということがあると思うんですが、その場合にネット環境がない御家庭の場合どうするのかということについて、考え方を教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（松井正樹君） 中川教育長。

○教育長（中川敏之君） 2つ目にお聞きになったタブレットの家庭での使用についてでございますが、コロナウイルスの第2波、第3波が来たときには当然、第1波のところで経験したように、やはりオンライン授業等については取り組んでいかなくちゃいけないと。ただし、その質については検討しなくちゃいけません、それで今回1人1タブレット等を環境整備したときに、持ち帰って、それをどうしていくかといった辺りについては、今検討しております。

いずれにしても、第2波、第3波のことを考えますと、一旦持ち帰って活用するようなこともしなくちゃいけませんので、そうした上で家庭環境を整えていくことも、これから調べなが

ら進めていきたいということを思っております。以上です。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 顧問弁護士のほうの関係ですけれども、今ちょっと手元に細かい資料がございませんので後ほどですが、岐阜市のほうで事務所を構えておられます端元弁護士事務所、県下では12か13の市町村が顧問弁護士を依頼されているという方だそうでございます。そういった方で、弁護士の所属まではちょっと分かりませんが、そういったことで、県下の中でも市町村の顧問弁護士をたくさんやっているということで、行政関連の処理については非常に専門的に扱っておられるということでお願いをすることにいたしましたものでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

日程第21 議案第51号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第21、議案第51号 令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第51号について御説明申し上げます。

人事異動による人件費関係及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う傷病手当金で、総額194万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億4,534万1,000円とする令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、議案第51号 令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

68ページの歳出からよろしく願いいたします。

まず総務費の総務管理費、一般管理費でございますが、これにつきましては人事異動に伴う人件費に係る補正でございます。

次に、保険給付費の傷病手当金でございます。今回の新型コロナウイルス感染症対策としまして、今回議案として条例改正を提出させていただいておりますが、その傷病手当金でございます。感染した、もしくは感染の疑いのため労務に就くことができない被用者が支給の対象となります。

算定としましては、今年度の国保料の算定資料におけます国保加入者のうち給与収入者の収

入、また人数の状況を見合わせて、それを基に金額を定めさせていただいております。

ただ、町内では感染等の情報はありませんので、今後の話ということで、仮定という人数の中で106万円というものを計上させていただいておるものでございます。

続きまして、前ページ、67ページでございます。

まず県支出金、県補助金、保険給付費等交付金の特別調整交付金につきましては、傷病手当金分としまして10分の10の補助がつくことになっておりますので、歳出と同額の106万円を計上させていただくものでございます。

繰入金につきましては、人件費分の職員給与費等繰入金でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません、仮定と言われましたけれども、一応106万円という算定数字があるということで、何人とかそういう、何にもなしで106万円ですか。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） すみません。ちょっと御説明が申し訳なかったと思います。

先ほど申しましたように、国保料の算定資料におきまして給与収入額というのが分かるので、それが今の段階で9億5,000万円という数字が出ております。また、被用者の人数が490人というのが出ておりますので、それを割らせていただきまして、それを1年の12か月で割ったものです。それを一月20日としまして出させていただいたものの3分の2が大体5,300円という数字が出てまいりますので、これが1日当たりの金額という形になります。これに対しまして、1人当たり20日の10人ということで、約106万円という数字を算出させていただいたものでございます。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

日程第22 議案第52号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第22、議案第52号 令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第52号について御説明申し上げます。

本年度からの国保関ヶ原診療所における通所リハビリテーション等の開始に伴い、介護支援

システム等の導入に係る借上料及び当該事務機器の保守料並びに会計年度任用職員に係る共済組合事務費負担金、総額71万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億8,801万9,000円とする令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては国保関ヶ原診療所事務局長から説明をいただきます。

○議長（松井正樹君） 藤田診療所事務局長。

○監理官兼診療所事務局長（藤田栄博君） 議案第52号 令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）について、説明をさせていただきます。

議案書の72ページをお願いします。

歳出のほうですが、総務費、施設管理費、一般管理費、委託料の42万4,000円の増額と同じく使用料及び賃借料の20万5,000円の増額につきましては、本年度より診療所として介護サービス事業である通所リハビリテーション、そして介護予防通所リハビリテーションを開始するということでしたが、その事業に係るシステムについて事務機器を含む同システムの借上料20万5,000円と保守の委託料42万4,000円を計上するものですが、当初予算策定時において、現存するデスクトップパソコンに保健施設やすらぎから無線LANを利用して介護システムである介護の森、これを使用する予定でしたが、その後3月下旬にシステム事業者による再調査を行いました。これによりまして、耐久性及びセキュリティーの確保が必要ではないかという話になりましたので、新規に整備するということで補正を上げさせていただきました。

そしてまた、同一般管理費の人件費につきまして、9万円の増につきましては、会計年度任用職員8名に係る共済組合の事務負担金でございます。

なお、歳入につきましては、前年度繰越金の71万9,000円を計上してございます。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第53号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第23、議案第53号 令和2年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第53号について御説明申し上げます。

人事異動による人件費関係の増額及び社会福祉協議会職員の介護保険から介護サービス事業への配置替えに伴う負担金の減額により、総額363万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億546万1,000円とする令和2年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第54号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第24、議案第54号 令和2年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第54号について御説明を申し上げます。

歳入に、繰越金の見込み誤りに伴い、一般会計からの繰入金を計上するとともに、歳出におきまして人事異動による人件費の減額及び社会福祉協議会職員の配置替えに伴う負担金の増額で総額363万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,643万8,000円とする令和2年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては健康増進課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 徳永健康増進課長。

○健康増進課長（徳永英俊君） それでは、議案第54号 令和2年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

議案書の84ページ、85ページをお願いいたします。

まず初めに、歳出についてですが、今回の補正内容は人事異動等に伴う人件費の補正のみで、補正総額363万8,000円となりますが、項、居宅支援サービス等事業費の目、居宅介護支援事業費の予算内におきましては、4月1日付で在宅介護支援センターの臨時職員と介護保険特別会計で予算計上しておりました地域包括支援センター勤務の社会福祉協議会派遣職員との間で内部の人事異動を行ったため、85ページのところの負担金補助及び交付金において社協職員給与

等負担金674万8,000円を増額計上させていただき、それに伴いまして会計年度任用職員の人件費を減額した、差引き340万6,000円を補正させていただきます。

続きまして、戻りますが、83ページをお願いいたします。

今回の補正に伴う歳入についてですが、今年度当初予算におきまして、浴槽の購入や人件費等の増額等もありまして、その財源として前年度繰越金3,812万4,000円全額というものを見込み予算計上しておりましたが、決算時も近くなり、5月において再度精査したところ、繰越金が当初の見込みより減額になるとなったため、今回の補正に伴い、前年度繰越金当初予算より412万4,000円減額させていただき、補正後予算額3,400万円とし、差引き、不足する財源につきましては一般会計からの補正により776万2,000円の繰入れをお願いするものでございます。

以上となりますが、今回の財源組替えにつきましては、当初予算における見込み誤りというものでございます。私自身、今後は予算の組み方など根本的な部分も含め、改め、見直しをさせていただき、適正な予算となるよう努めてまいりたいと思っております。

以上、私からの説明とさせていただきます。

なお、最後に、6月8日現在ですが、介護サービス事業繰越金は3,495万6,067円となっております。以上です。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第55号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第25、議案第55号 令和2年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第55号について御説明申し上げます。

人件費の不足分9万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,769万3,000円とする令和2年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第26 議案第56号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第26、議案第56号 令和2年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第56号について御説明申し上げます。

修繕料106万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,856万1,000円とする令和2年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 議案第56号 令和2年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明をさせていただきます。

議案書の93ページをよろしくお願いいいたします。

歳出から説明させていただきます。

公共下水道費、公共下水道施設管理費の需用費、修繕料106万1,000円につきましては、東町一ツ軒交差点北西付近に位置します東町2号マンホールポンプ場におきまして、ポンプの制御の働きを持ちます水位計と、また変換器の動作不良により取替えを行うものでございます。

歳入の財源につきましては、繰越金として前年度繰越金の106万1,000円を充ててでございます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第27 議案第57号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第27、議案第57号 令和2年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第57号について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が経済的に影響をもたらしている状況を踏まえ、一般家庭における在宅勤務、休校及び外出自粛等に伴う在宅時間の長期化による水道使用量の増加、事業者においては休業や営業時間の短縮等により生じる経済的負担の軽減を図るため、水道基本料金を5か月分免除することによる減収分の財源組替えとポンプ取替えに伴う工事を追加する令和2年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 議案第57号 令和2年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）の詳細説明をさせていただきます。

議案書の96ページをよろしくお願いいたします。

上段の収益的収入及び支出について御説明させていただきます。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の経済的負担軽減対策としまして、町内の上水道を給水している全ての世帯及び事業者を対象として、令和2年8月請求分から令和2年12月請求分の5か月分の上水道基本料金を免除とするため、補正するものでございます。

内訳としまして、水道事業収益、営業収益、給水収益を2,111万円減額し、営業外収益として他会計補助金、一般会計繰入金として2,111万円を充ててでございます。

次に、下段の資本的収入及び支出について説明させていただきます。

支出としまして、建設改良費、原水及び浄水施設建設改良費、工事請負費の517万円は、平井浄水場の送水ポンプ2基中1基におきまして、電気設備点検時に回路絶縁不良ということで、早期に取替えをお願いいたしたく、お願いするものでございます。

同じく建設改良費、配水及び給水設備建設改良費、工事請負費の110万円につきましては、笹尾加圧ポンプ場の2基中1基において、日常の巡視点検によりポンプに不具合が発生したことを確認しまして、確認したところ、ポンプの一部に亀裂が生じ、揚水時に漏れが発生し、設定圧力まで上昇しないということが判明したため、早期にポンプの取替えを行いたく、補正させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 吉田仁君。

○8番（吉田 仁君） 基本料金の減免ですけど、これは関ヶ原町独自の方策ということでしょうか。

○議長（松井正樹君） 吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 近隣の西濃の管内の他の市町でも一応免除の措置を講じられているということで、期間におきましては個々まちまちで、3か月とかいろいろでございますけれども、関ヶ原町としましては5か月分の基本料金の免除ということで対応させていただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

8番 吉田仁君。

○8番（吉田 仁君） 財政規模に関わらず、コロナの関連でかなりの歳出が、この2,111万円にしましても元は一般会計の繰入れで、その一般会計の原資は前年度繰越金ということですので、先ほど谷口議員の話があったように、2億1,000万円の繰越金のうち1億8,000万円がこの6月議会で既に消えるという状況。さらに歳入のほうでは減免、減免、減免で、ほかの税とか全てのことで減免がどれだけ影響するのか、その辺の収支ですね、よっぽど慎重にかかると大変厳しい状況になるというふうに思いますので、その辺はよろしく。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 御指摘のとおり、国のほうからの交付金があるとはいえ、まだ確定していないという状況でございますが、現在の時点では6,000万円弱が第1次分として来ることになっていると。その分を十分に充てるという前提で予算を組ませていただいたところでございます。国のほうからは、これ以上使っても来ないということでございます。それ以下の場合にはそれ以下の金額ということですので、目いっぱい使わせていただいて、町民の方にできるだけ経済的負担を軽くさせていただきたいという思いで、今回のコロナウイルス関連対策につきましては、後ほどまた国のほうから金が来た時点で財源組替えをさせていただくということで、町財政に対する負担をできるだけ軽減するように持っていきたいという前提で考えておりますので、その点につきましても御理解を賜りたいと思います。

また、町といたしましても、議員御指摘のとおり、厳しい財政の中でございますが、できるだけのことをやりながら、何とか財政も維持したいと考えておりますので、また御指導いただきますようお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

散会の宣告

○議長（松井正樹君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日10日から17日までの8日間は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日10日から17日までの8日間は休会とすることに決まら

た。

来る6月18日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。

なお、一般質問の締切りは12日金曜日の午後5時までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

なお、内容に関してでございますが、診療所関係は総務民生常任委員会でやるため、前回同様控えていただきたい。

また、コロナ関連でございますが旬なネタではございますが、国の政策等、答弁できかねる項目もありますゆえ、その辺、承知の上で質問される方は質問をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時23分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 松 井 正 樹

会議録署名議員 中 川 武 子

会議録署名議員 田 中 由 紀 子

